

「長崎県離職者雇用促進助成金」のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた方を期間の定めのない労働者として雇い入れ、事業の継続・拡大を図る中小企業事業主に対して、助成金を支給します！

支給額

対象者1人につき30万円

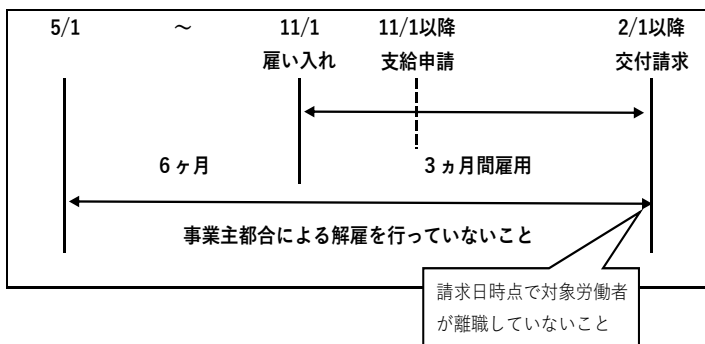
- 3ヶ月以上継続して雇用した者に限る。
※10月9日以前に雇用した場合は、令和3年1月9日時点で継続して雇用していること。
- 1事業者あたり2人までとする。
- 対象者を雇い入れてから3か月の間に対象者に支払われた賃金が1人あたり30万円を下回る場合は、その額とする。

中小企業事業主の範囲 AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。		
業種	A. 資本金または出資額	B. 常時使用する労働者
小売業 (飲食業含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

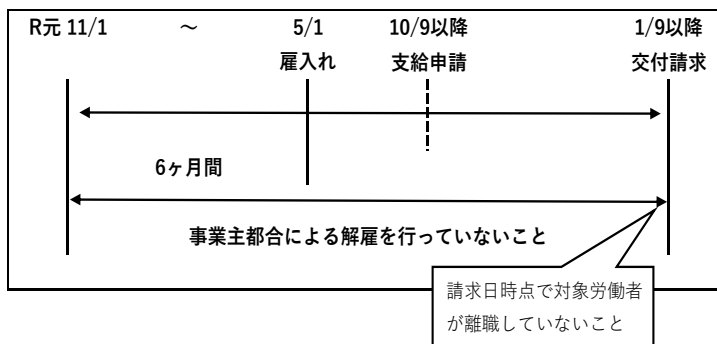
支給要件（以下のすべての要件を満たすこと）

	支給要件（以下のすべての要件を満たすこと）	<input checked="" type="checkbox"/>
1	令和2年4月1日以降に新型コロナウイルス感染症の影響により離職した対象者を令和2年12月11日までに、正規雇用（無期雇用）したこと。 ※新型コロナウイルス感染症に関係なく離職した労働者は対象外となります。	
2	対象者の1週間の所定労働時間が20時間以上であり、雇用保険に加入していること。	
3	対象者の主たる勤務地は、県内の事業所であること。	
4	対象者の雇入れ日の前日から起算して6か月前の日から交付請求日までの間に、従業員を事業主の都合で解雇していないこと。	
5	対象者が雇入れた日から3か月を経過する日までに離職していないこと。 ※令和2年10月9日以前に雇入れている場合は、令和3年1月9日時点で離職していないこと。	
6	長崎県税の未納がないこと。	

① 10月9日以降に雇入れた場合のイメージ



② 10月9日以前に雇入れた場合のイメージ



◎申請書の記載例を掲載した「申請マニュアル」や「申請様式」は、長崎県ホームページからダウンロードできます。

申請期限：令和2年12月18日（金）まで【必着】

※予算の上限に達した場合は申請期限を切り上げる可能性がありますので、お早めに申請ください。

◎申請・問い合わせ先

長崎県産業労働部 雇用労働政策課 労政福祉班

住所：〒 850-8570 長崎市尾上町3-1

電話：095-895-2714

長崎県離職者雇用促進助成金

検索



不支給要件、申請方法は裏面に記載しています



長崎県

不支給要件

次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金を支給しない。 ※この他にも要件がありますので、詳しくは県HPをご覧ください。

(1) 対象者が次のイからニのいずれかに該当する場合

- イ 雇入れ事業主との関係において、雇入れ日の前日から過去1年間に、雇用、請負、委任、出向、派遣の関係により当該雇入れ事業主において就労したことがある者
ただし、長崎県の「チャレンジ体験就労補助金」については併給することができます
- ロ 雇入れ日の前日から過去1年間に、雇入れ事業主の事業所において、通算して3か月を越えて訓練・実習等を受講したことがある者
- ハ 雇入れ日の前日から過去1年間に、雇入れ事業主の事業所で職場適応訓練（短期の職場適応訓練を除く）を受けたことがある者
- ニ 対象者が、雇入れ事業主の事業所の代表者又は取締役の3親等以内の親族（配偶者又は3親等以内の血族若しくは姻族）である者

(2) 対象者について、雇入れ又は人材育成に係る経費を助成対象とする次のイからへの各種助成金等の支給を受けている場合

- イ 労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）
- ロ 労働移動支援助成金（再就職コース）
- ハ 特定求職者雇用開発助成金（生涯現役コース）
- ニ 特定求職者雇用開発助成金（被災者雇用開発コース）
- ホ トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）
- ヘ その他国又は地方公共団体で実施する雇入れや人材育成に係る経費を助成対象とする各種助成金等

(3) 国又は地方公共団体の各種助成金等において、過去3年以内に不正受給（偽りその他不正の行為により、本来受けることのできない助成金の支給を受け、又は受けようとする。）を行っている場合

申請方法

① 令和2年4月1日以降に新型コロナウイルス感染症の影響により離職した方を令和2年12月11日までに、正規雇用（無期雇用）労働者として雇入れ



② 「支給申請書（別記様式第1号）」及び添付書類を県へ提出（郵送に限る）

申請期限：令和2年12月18日（金）まで【必着】

※添付書類

- ア 事業主及び対象者に係る報告書（別記様式第2号）
- イ 対象者に係る雇用契約書の写し又はこれに類するもの
- ウ 会社概要パンフレット等「資本金等の額」「常時雇用する労働者の数」「事業内容」が確認できる資料
- エ 長崎県税の納税証明書（未納がない証明）

※県の審査後、「支給決定通知書」を送付します。



③ 対象者を3ヶ月以上雇入れ

※令和2年10月9日以前に雇入れた場合は令和3年1月9日時点で継続して雇い入れていること



④ 「交付請求書（別記様式第4号）」及び添付書類を県へ提出（郵送に限る）

請求期限：令和3年3月17日（水）まで【必着】

※添付書類

- ア 対象者に係る報告書（別記様式第5号）
- イ 対象者に係る3か月分の出勤状況及び賃金の支払状況等を明らかにする書類の写し
- ウ 公共職業安定所長が交付する対象者に係る雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し
- エ 振込みを希望する口座の預金通帳の写し

※県の審査後、「助成金額の確定通知書」を送付します。



⑤ 県から助成金の支給